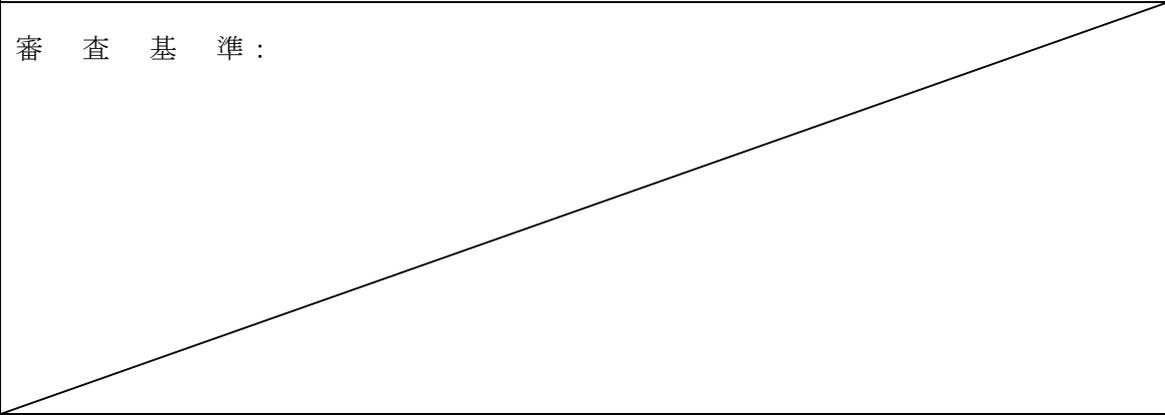


審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根 拠 条 項：第4条第2項
処 分 概 要：探偵業届出証明書の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項（探偵業届出証明書の交付）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：3日以内
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第一係（078-341-7441 内線3424）
備 考：